

こ成母第198号

令和6年6月5日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、令和5年6月30日こ成母第34号本職通知「母子保健衛生費の国庫補助について」の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和6年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(保健所設置市市長、特別区区長を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。